

平成28年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成28年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
						国県支出金 地方債	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理費	7,499	7,499	0	7,499	0
						国 7,499	
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業 (経済対策分)	6,000	6,000	0	6,000	0
						国 6,000	
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険対策費	2,560	2,560	0	2,560	0
						国 2,560	
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (三郷1級5号線外)	33,863	33,863	0	19,146	14,717
						国 12,346	
						地 6,800	
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業	102,384	102,384	0	66,400	35,984
						国 66,400	
合 計			152,306	152,306	0	101,605	50,701
						国 94,805	
						地 6,800	

※国：国県支出金、地：地方債

平成28年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成28年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育園整備費 (三郷北部保育園)	247,569	0	247,569	0	247,569	0	241,300	6,269
								0	地 241,300	
7 商工費	1 商工費	消費者行政対策費	751	0	751	0	751	0	0	751
								0	0	
10教育費	5 社会教育費	公民館建設事業費	11,114	0	11,114	0	11,114	0	0	11,114
								0	0	
11災害復旧費	2 農林水産業施設災害復旧費	林道災害復旧事業	1,545	0	1,545	0	1,545	0	961	584
								0	国 961	
合	計		260,979	0	260,979	0	260,979	0	242,261	18,718
								国 0	国 961	
								地 0	地 241,300	

※国：国県支出金、地：地方債

平成28年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成28年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明	
						損益勘定 留保資金				
1	資本的支出	1 建設改良費	大足橋配水管 布設替工事	28,610,000	0	28,610,000	28,610,000	0	0	橋梁部への水道管共架に係る 橋梁の強度低下を防ぐため、 支持金具の施工方法の変更が 生じたため、工期の延長が必 要になった。
			天白橋配水管 布設替工事	4,482,000	0	4,482,000	4,482,000	0	0	橋梁部への水道管共架に係る 橋梁の強度低下を防ぐため、 支持金具の施工方法の変更が 生じたため、工期の延長が必 要になった。
			小日向地区配 水管布設替工 事	58,644,000	0	58,644,000	58,644,000	0	0	冬期路盤の凍結により工期の 延長が必要になった。
			花見地区配水 管布設替工事	30,780,000	0	30,780,000	30,780,000	0	0	冬期路盤の凍結により工期の 延長が必要になった。
合 計			122,516,000	0	122,516,000	122,516,000	0	0		

報告第9号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市明科七貴 10760 番地 4 先市道明科 1123 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 4 月 21 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 29 年 2 月 24 日午後 5 時頃、損害賠償請求者の運転する車両が、市道明科 1123 号線を通過する際、経年劣化により湾曲したグレーチングが跳ね上がり、車両下部を破損させたものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 東筑摩郡麻績村在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 6,070 円を賠償するものとする。

報告第 10 号

債権放棄の報告について（高額療養費資金貸付金に係る債権）

安曇野市債権管理条例(平成 27 年安曇野市条例第 10 号)第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、
高額療養費資金貸付金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1 放棄した債権の名称 高額療養費資金貸付金

2 債権を放棄した日 平成 29 年 3 月 31 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当	平成 18 年度	3	256, 000	
合 計		3	256, 000	

4 時効の根拠及び時効期間
民法第 167 条第 1 項（債権等の消滅時効）

報告第 11 号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別紙様式

1 放棄した債権の名称 水道料金

2 債権を放棄した日 平成29年3月17日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放 棄 し た 事 由	発 生 年 度	件 数 (件)	債 権 額 (円)	備 考
条例第6条第1項第1号に該当	平成14年度	2	11,620	
条例第6条第1項第1号に該当	平成18年度	7	19,770	
条例第6条第1項第1号に該当	平成20年度	8	39,124	
条例第6条第1項第1号に該当	平成21年度	3	6,862	
条例第6条第1項第1号に該当	平成22年度	2	4,500	
条例第6条第1項第1号に該当	平成24年度	3	9,000	
条例第6条第1項第1号に該当	平成25年度	18	60,625	
条例第6条第1項第1号に該当	平成26年度	34	104,878	
条例第6条第1項第3号に該当	平成18年度	2	5,670	
条例第6条第1項第3号に該当	平成25年度	2	16,855	
条例第6条第1項第3号に該当	平成26年度	5	28,753	
条例第6条第1項第4号に該当	平成15年度	3	31,000	
条例第6条第1項第4号に該当	平成16年度	6	60,870	
条例第6条第1項第4号に該当	平成17年度	8	53,605	
条例第6条第1項第4号に該当	平成18年度	9	25,879	
条例第6条第1項第4号に該当	平成19年度	11	38,587	
条例第6条第1項第4号に該当	平成20年度	15	46,492	
条例第6条第1項第4号に該当	平成21年度	5	12,940	
条例第6条第1項第4号に該当	平成22年度	14	47,150	
条例第6条第1項第4号に該当	平成23年度	5	23,270	
条例第6条第1項第4号に該当	平成24年度	5	14,250	
条例第6条第1項第4号に該当	平成25年度	25	83,195	
条例第6条第1項第4号に該当	平成26年度	65	189,486	
条例第6条第1項第4号に該当	平成27年度	3	20,224	
条例第6条第1項第5号に該当	平成20年度	1	8	
条例第6条第1項第5号に該当	平成21年度	1	3,000	
条例第6条第1項第5号に該当	平成22年度	4	11,250	
条例第6条第1項第5号に該当	平成25年度	2	6,000	
条例第6条第1項第5号に該当	平成26年度	5	20,190	
合 計		273	995,053	

4 時効の根拠及び時効期間 民法第173条第1号（2年の消滅時効）

報告第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市税条例の一部を改正する条例

安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「に

は」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分^{あん}」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して

4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条に次の2項を加える。

13 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「第7条第1項の」の次に「規定の」を加え、「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附

則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の

規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第19条の9第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

附則第19条の9第4項に次の各号を加える。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第19条の10第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

附則第19条の10第4項に次の各号を加える。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第19条の10第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の規定 公布の日

(2) 第32条各号の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定
平成31年1月1日

(3) 附則第10条の2の次に2項を加える改正規定（同条第14項に係る部分に限る。）
都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による

改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを市条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（市条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（安曇野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成29年安曇野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成26年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成28年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第1号）

平成28年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ789,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,167,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		11,615,206	△220	11,614,986
	5 入湯税	38,240	△220	38,020
2 地方譲与税		435,000	49,474	484,474
	1 地方揮発油譲与税	135,000	6,512	141,512
	2 自動車重量譲与税	300,000	42,962	342,962
3 利子割交付金		21,000	△8,910	12,090
	1 利子割交付金	21,000	△8,910	12,090
4 配当割交付金		20,000	17,168	37,168
	1 配当割交付金	20,000	17,168	37,168
5 株式等譲渡所得割交付金		40,000	△18,446	21,554
	1 株式等譲渡所得割交付金	40,000	△18,446	21,554
6 地方消費税交付金		1,600,000	61,833	1,661,833
	1 地方消費税交付金	1,600,000	61,833	1,661,833
7 ゴルフ場利用税交付金		37,000	732	37,732
	1 ゴルフ場利用税交付金	37,000	732	37,732
8 自動車取得税交付金		49,000	37,638	86,638
	1 自動車取得税交付金	49,000	37,638	86,638
10 地方交付税		10,838,447	89,476	10,927,923
	1 地方交付税	10,838,447	89,476	10,927,923
12 分担金及び負担金		677,058	△1,524	675,534
	2 負担金	630,871	△1,524	629,347
13 使用料及び手数料		341,720	3,800	345,520
	1 使用料	182,192	△200	181,992
	2 手数料	159,528	4,000	163,528
14 国庫支出金		3,691,700	△111,540	3,580,160
	1 国庫負担金	2,707,272	△73,415	2,633,857
	2 国庫補助金	970,198	△44,719	925,479
	3 国庫委託金	14,230	6,594	20,824
15 県支出金		2,146,026	△49,340	2,096,686
	1 県負担金	1,081,323	△6,010	1,075,313

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 県補助金	851,812	△46,179	805,633
	3 県委託金	212,891	2,849	215,740
16 財産収入		134,735	△452	134,283
	1 財産運用収入	81,484	△452	81,032
17 寄附金		802,041	15,228	817,269
	1 寄附金	802,041	15,228	817,269
18 繰入金		2,992,616	△803,302	2,189,314
	2 基金繰入金	2,992,616	△803,302	2,189,314
20 諸収入		1,440,450	15,585	1,456,035
	1 延滞金・加算金及び過料	16,001	△2,500	13,501
	2 預金利子	100	121	221
	3 貸付金元利収入	974,162	△1,387	972,775
	5 雑入	446,187	19,351	465,538
21 市債		4,324,296	△86,200	4,238,096
	1 市債	4,324,296	△86,200	4,238,096
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		749,705	0	749,705
歳 入 合 計		41,956,000	△789,000	41,167,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		272,337	△3,068	269,269
	1 議会費	272,337	△3,068	269,269
2 総務費		6,013,920	△84,225	5,929,695
	1 総務管理費	5,149,547	△44,334	5,105,213
	2 徴税費	536,153	△38,176	497,977
	3 戸籍住民基本台帳費	230,686	△1,715	228,971
3 民生費		13,049,512	△300,722	12,748,790
	1 社会福祉費	6,802,826	△146,365	6,656,461
	2 児童福祉費	5,235,321	△45,635	5,189,686
	3 生活保護費	1,010,865	△108,722	902,143
4 衛生費		2,431,792	△51,836	2,379,956
	1 保健衛生費	1,219,235	△38,286	1,180,949
	2 清掃費	1,153,195	△13,550	1,139,645
6 農林水産業費		2,247,510	△73,680	2,173,830
	1 農業費	1,126,495	△71,284	1,055,211
	2 林業費	441,485	△1,096	440,389
	3 耕地費	679,345	△1,300	678,045
7 商工費		2,830,418	△30,292	2,800,126
	1 商工費	2,830,418	△30,292	2,800,126
8 土木費		4,535,854	△47,219	4,488,635
	2 道路橋梁費	1,176,130	△22,877	1,153,253
	3 河川費	23,598	△3,700	19,898
	4 都市計画費	2,976,838	△20,642	2,956,196
9 消防費		1,464,066	△11,506	1,452,560
	1 消防費	1,464,066	△11,506	1,452,560
10 教育費		4,113,367	△102,125	4,011,242
	1 教育総務費	976,746	△70,029	906,717
	2 小学校費	604,540	△9,607	594,933
	3 中学校費	675,331	△11,294	664,037
	4 幼稚園費	85,554	△3,855	81,699

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 社会教育費	1,504,153	△3,470	1,500,683
	6 保健体育費	267,043	△3,870	263,173
11 災害復旧費		8,000	△1,200	6,800
	1 土木施設災害復旧費	8,000	△1,200	6,800
12 公債費		4,868,038	△83,127	4,784,911
	1 公債費	4,868,038	△83,127	4,784,911
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		121,186	0	121,186
歳 出 合 計		41,956,000	△789,000	41,167,000

第2表 繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			変更前	変更後
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業	29,300	33,863
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業	62,000	102,384

第3表 債務負担行為補正

1 廃止

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
デマンド交通運行管理システム導入業務	平成29年度から平成33年度まで	27,580	—	—	契約年度変更のため

第4表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債 (民生債)	499,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて利率を 見直した後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合は債 権者と協定す るものによる。 ただし、財政 その他の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 又は繰上償還 もしくは低利に 借換えするこ とができる。	482,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
施設整備事業債 (民生債)	302,800	同上	同上	同上	269,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債 (土木債)	57,000	同上	同上	同上	22,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
防災対策事業債 (消防債)	15,700	同上	同上	同上	15,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成28年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)

平成28年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,331,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		2,032,000	20,144	2,052,144
	1 国民健康保険税	2,032,000	20,144	2,052,144
2 使用料及び手数料		1,600	△567	1,033
	1 手数料	1,600	△567	1,033
3 国庫支出金		2,043,997	228,035	2,272,032
	1 国庫負担金	1,687,512	20,844	1,708,356
	2 国庫補助金	356,485	207,191	563,676
4 県支出金		382,126	112,620	494,746
	1 県負担金	78,389	△2,914	75,475
	2 県補助金	303,737	115,534	419,271
5 療養給付費等交付金		319,946	△22,094	297,852
	1 療養給付費等交付金	319,946	△22,094	297,852
7 共同事業交付金		2,554,010	△156,320	2,397,690
	1 共同事業交付金	2,554,010	△156,320	2,397,690
9 繰入金		1,039,777	△124,654	915,123
	1 他会計繰入金	670,947	△5,824	665,123
	2 基金繰入金	368,830	△118,830	250,000
11 諸収入		40,821	△2,868	37,953
	1 延滞金及び過料	14,737	△2,790	11,947
	2 預金利子	1	△1	0
	6 雑入	10,628	△77	10,551
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,862,749	0	3,862,749
歳 入 合 計		12,277,026	54,296	12,331,322

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		26,041	△1,049	24,992
	1 総務管理費	17,486	△621	16,865
	2 賦課徴収費	7,513	△414	7,099
	3 運営協議会費	208	△14	194
2 保険給付費		7,401,572	△135,889	7,265,683
	1 療養諸費	6,437,910	△119,621	6,318,289
	2 高額療養費	905,512	△13,458	892,054
	3 移送費	500	△500	0
	4 出産育児諸費	33,600	△1,712	31,888
	5 葬祭諸費	4,050	△120	3,930
	6 精神諸費	20,000	△478	19,522
7 共同事業拠出金		2,503,229	△101,511	2,401,718
	1 共同事業拠出金	2,503,229	△101,511	2,401,718
8 保健事業費		178,525	△9,572	168,953
	1 特定健康診査等事業費	163,023	△6,250	156,773
	2 保健事業費	15,502	△3,322	12,180
11 諸支出金		27,453	△2,700	24,753
	1 償還金利子及び還付加算金	27,453	△2,700	24,753
12 予備費		150,000	305,017	455,017
	1 予備費	150,000	305,017	455,017
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		1,990,206	0	1,990,206
歳 出 合 計		12,277,026	54,296	12,331,322

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成28年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計
補正予算(専決第1号)

平成28年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,048,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		759,683	10,106	769,789
	1 後期高齢者医療保険料	759,683	10,106	769,789
2 使用料及び手数料		140	△44	96
	1 手数料	140	△44	96
3 繰入金		262,402	△258	262,144
	1 一般会計繰入金	262,402	△258	262,144
5 諸収入		1,057	△356	701
	1 延滞金、加算金及び過料	155	1	156
	2 預金利子	1	△1	0
	3 雑入	1	△1	0
	4 償還金及び還付加算金	900	△355	545
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		16,001	0	16,001
歳 入 合 計		1,039,283	9,448	1,048,731

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		6,064	△300	5,764
	1 総務管理費	57	△16	41
	2 徴収費	6,007	△284	5,723
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,032,005	△6,439	1,025,566
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,032,005	△6,439	1,025,566
3 諸支出金		1,114	△568	546
	1 償還金及び還付加算金	1,114	△568	546
4 予備費		100	16,755	16,855
	1 予備費	100	16,755	16,855
歳 出 合 計		1,039,283	9,448	1,048,731

報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成28年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

平成28年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,680,828千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		1, 873, 904	38, 943	1, 912, 847
	1 介護保険料	1, 873, 904	38, 943	1, 912, 847
2 使用料及び手数料		340	△37	303
	1 手数料	340	△37	303
3 国庫支出金		1, 991, 586	△32, 954	1, 958, 632
	1 国庫負担金	1, 531, 078	△1	1, 531, 077
	2 国庫補助金	460, 508	△32, 953	427, 555
4 支払基金交付金		2, 334, 918	△1, 006	2, 333, 912
	1 支払基金交付金	2, 334, 918	△1, 006	2, 333, 912
5 県支出金		1, 239, 659	△91	1, 239, 568
	2 県補助金	19, 428	△91	19, 337
6 サービス収入		25, 570	△694	24, 876
	1 介護予防給付費収入	25, 570	△694	24, 876
8 繰入金		1, 291, 798	△126, 177	1, 165, 621
	1 一般会計繰入金	1, 204, 734	△39, 113	1, 165, 621
	2 基金繰入金	87, 064	△87, 064	0
10 諸収入		5	3, 416	3, 421
	1 預金利子	1	△1	0
	2 雑入	3	3, 132	3, 135
	3 延滞金・加算金及び過料	1	285	286
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		41, 648	0	41, 648
歳 入 合 計		8, 799, 428	△118, 600	8, 680, 828

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		109,526	△7,344	102,182
	1 総務管理費	7,379	△1,576	5,803
	2 徴収費	14,016	△1,280	12,736
	3 介護認定審査会費	88,131	△4,488	83,643
2 保険給付費		8,480,883	△237,348	8,243,535
	1 介護サービス等諸費	7,915,162	△150,824	7,764,338
	2 その他諸費	8,548	△54	8,494
	3 高額介護サービス等費	173,880	△15,205	158,675
	4 特定入所者介護サービス等費	356,838	△67,034	289,804
	5 高額医療合算介護サービス等費	26,455	△4,231	22,224
3 地域支援事業		116,377	△7,794	108,583
	1 介護予防事業	29,153	△3,863	25,290
	2 包括的支援事業・任意事業費	87,224	△3,931	83,293
4 介護サービス事業費		25,570	△591	24,979
	1 介護予防支援事業	25,570	△591	24,979
5 基金積立金		30,250	1	30,251
	1 基金積立金	30,250	1	30,251
6 公債費		100	△100	0
	1 公債費	100	△100	0
7 諸支出金		36,672	△524	36,148
	1 償還金及び還付加算金	36,672	△524	36,148
8 予備費		50	135,100	135,150
	1 予備費	50	135,100	135,150
歳 出	合 計	8,799,428	△118,600	8,680,828

報告第 18 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成28年度安曇野市産業団地造成事業特別会計
補正予算（専決第1号）

平成28年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84,350千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		84,350	△84,350	0
	1 財産売払収入	84,350	△84,350	0
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		874	0	874
歳 入 合 計		85,224	△84,350	874

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		85,224	△84,350	874
	1 産業団地事業費	85,224	△84,350	874
歳 出	合 計	85,224	△84,350	874

報告第 19 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度安曇野市観光宿泊施設特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成28年度 安曇野市観光宿泊施設特別会計補正予算
(専決第1号)

平成28年度安曇野市の観光宿泊施設特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,919千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		30,974	△5,925	25,049
	1 他会計繰入金	30,974	△5,925	25,049
3 繰越金		0	6	6
	1 繰越金	0	6	6
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,620	0	3,620
歳 入 合 計		34,594	△5,919	28,675

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光宿泊施設事業費		34,594	△5,919	28,675
	1 観光宿泊施設事業費	34,594	△5,919	28,675
歳 出	合 計	34,594	△5,919	28,675

